

告 示

埼玉県告示第五百七十一号

測量計画機関である長瀨町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

長瀨町

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

秩父郡長瀨町全域

四 作業期間

令和元年九月二十四日から令和二年三月二十五日まで